

一般競争入札申込要領

「一般競争入札」は、購入希望者に入札に参加していただき、購入者を決定する方法です。

物件の購入を希望される方は、次の事項をご承知の上、ご参加ください。

1 入札参加申込みの受付

- (1) 受付期間 平成30年11月7日(水)～平成30年12月3日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(＊閉庁日は受付を行いません。)
- (2) 受付場所 庄原市役所 総務部管財課管財係

2 入札参加申込みの方法等

- (1) 申込方法
入札に必要な書類は「提出書類一覧」のとおりとし、正本1部を受付期間内に上記の受付場所へ直接持参してください。
(＊郵送及びファックス等による申込はできません。)
- (2) 申込に当たっての留意事項
申込に当たっては、現地説明に参加されるか、物件の下見をして必ず現況を確認してください。

3 物件の現地説明

受付期間中、物件の現地説明を実施します。

説明期間 平成30年11月14日(水)～平成30年11月16日(金)
(事前に管財課管財係までご連絡ください。)

説明への参加は任意ですが、現地説明に参加されずに入札に参加された場合も現況を確認されたものとみなし入札後の異議等は一切受け付けません。

4 入札の日時等

- (1) 入札日時 平成30年12月11日(火) 午後2時から
- (2) 入札会場 庄原市役所本庁舎 5階 第2委員会室
- (3) 入札へは、申込者または代理人が必ず出席してください。代理人によって入札する場合は、あらかじめ委任状を提出してください。
- (4) 入札日時に記載した時間までに入札会場に出席がない場合は、申込を辞退されたものとみなし、入札への参加はできません。
- (5) すべての入札が終了した後、落札者を対象に契約の説明を行います。

5 入札参加資格

個人・法人を問わず申し込むことができます。ただし次に掲げる者は申し込むことができません。

次のいずれかに該当しないもの。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員、若しくは庄原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に該当する者
- (5) 庄原市の市税を滞納している者

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札に参加する方は、入札金額の100分の5以上の現金または銀行保証小切手を入札当日受付の際に納付していただきます。ただし、入札保証保険契約に係る保険証券を提供したときは、入札保証金を納めないことができます。

(2) 入札保証金の還付

ア 落札者

売買代金を庄原市に納入した後に還付します。

イ 落札者以外の者

入札終了後、入札保証金納付時に交付する納付書と引き換えに還付します。

ウ その他

入札参加者が入札に関し、不正な行為をしたとき、または落札者が落札物件の売買代金を庄原市に期日までに納入しないときは、入札保証金は庄原市に帰属し、お返ししません。

入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

7 無効入札

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、または2人以上を代理して入札したとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正行為があったとき。
- (7) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- (8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

8 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

(2) 落札者は次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、予定価格以上で、かつ、最高の価格で入札した方を落札者と決定します。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

(3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

9 入札結果

開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は名称)及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立会った入札者に知らせます。

10 売買契約の締結等

落札者は、開札日の翌日から概ね30日以内に庄原市と契約を締結していただきます。なお、契約に必要な書類等については、落札決定後において説明します。

11 危険負担

契約締結から売払物件引渡しまでの間に、当該物件が庄原市の責に帰すことのできない事由により滅失または、き損した場合には、庄原市に対して売払代金の減額を請求することはできません。

12 契約上の主な特約

(1) 所有権移転等の制限

契約締結の日から5年間は、売却物件についての所有権の移転等は原則として禁止します。ただし、相続等のやむを得ない事由が生じた場合には、あらかじめ庄原市の承認を得ることで所有権の移転または権利の設定をすることができます。

(2) 落札した物件の引渡し後に、測量誤差、その他の物件の隠れた瑕疵を発見したとしても、それを理由として契約の締結を拒んだり、損害賠償の請求や落札の無効を主張したり、売買代金の減額若しくは返還を請求することはできません。

(3) 違約金

落札者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

13 売買代金の支払方法

売買代金は、庄原市が発行する納入通知書により、その発行日から60日以内に庄原市の指定金融機関に納付していただくこととなります。

14 所有権の移転等

(1) 所有権は、売買代金が完納された日をもって移転するものとし、現状のまま引き渡したものとします。

(2) 土地の所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に庄原市が行います。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

(4) 購入後は、不動産取得税、固定資産税など別途課税されます。

15 その他

(1) 不正な申込があった場合は、その申込を取り消すことがあります。

(2) 事前に現地を必ず確認してください。

- (3) 売払物件にかかる土壌調査、アスベスト調査、耐震調査、および埋設物調査などは行っておりません。
- (4) 物件調書などの記載内容と符合しない事項が売払物件にあることを発見しても市は瑕疵担保責任を負いません。
- (5) 現地を確認されるときは、周囲の迷惑にならないように注意してください。

【問い合わせ先】

庄原市役所 総務部管財課管財係
〒727-8501

庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
電 話： 0824-73-1203 (直通)
F A X： 0824-72-3322